

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900132 令和元年5月21日(京都府) 令和元年5月27日	カセットボンベ	(火災、軽傷1名) 当該製品を他社製のバーナーに 装着して点火したところ、当該製 品及び周辺を焼損する火災が発 生し、1名が火傷を負った。	●当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損し、使用者が軽いやけどを負った 旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、 被害も軽微なので火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の 要件に該当しないため、対象外とした。	